平成２４年（フ）第３２号
北海道目梨郡羅臼町富士見町95番地３
債務者　金井　秀行
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時15分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第４３８号
愛知県西尾市中畑町向野４番地１　リトルビーチ103号室、前住所愛知県碧南市鷲塚町２丁目11番地９
債務者　山岡　俊作
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月３日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
愛知県碧南市城山町３丁目80番地　スカイコーポ城山２Ｆ－Ｆ号、前住所愛知県碧南市鷲塚町２丁目11番地９
債務者　柳原恵理奈（旧姓山岡）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月３日午後１時55分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９８９号
神奈川県大和市中央林間３丁目７番４号　栗林荘２号
債務者　岩崎マリアこと　ＹＷＡＳＡＫＩ　ＶＡＬＥＮＣＩＡ　ＤＥ　ＭＥＤＩＮＡ　ＭＡＲＩＡ　ＬＵＩＳＡ
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３７号
横浜市金沢区六浦２丁目12番14号　吾妻荘202
債務者　中山　和子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１２６号
横浜市瀬谷区三ツ境56番地５　三ツ境ハイツ９棟103
債務者　西村　照明
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１２７号
横浜市中区曙町１丁目３番地　藤和伊勢佐木町ハイタウン1010号室
債務者　佐々木　修
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１６０号
横浜市神奈川区三枚町239番地２　サンヒルズヨコハマ206号
債務者　佐藤　貴裕
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１９１号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目10番５号　メゾン・ド・サンク101
債務者　林　憲一郎
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２３号
北海道旭川市緑町15丁目3003番地の42　旭西ハイツ205号室
債務者　玉川　秀之
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３５号
北海道旭川市豊岡３条７丁目３番16号
債務者　竹内　敏弘
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７８号
北海道旭川市豊岡２条７丁目２番11号　エレガンス東陽Ｂ102
債務者　宮武　悦子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８０号
北海道旭川市春光５条６丁目５番26号
債務者　仲野　貴子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８４号
北海道旭川市末広東２条３丁目１番６号
債務者　西山あゆみ
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８８号
北海道旭川市春光１条７丁目３番53―807号市住3807号
債務者　伊藤　千幸
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部